

農地関連法が可決 人・農地プランから地域計画へ

人と農地の問題を解決するための未来の設計図である人・農地プランは、法定化により地域計画と名称を変えて、目標地図に沿って地域一体となった農地の集約化を進めることになりました。

近年、農家の皆さんの中には、高齢により農業ができない、地域に農家の後継者や担い手がないなどの理由により農地の維持管理が困難となっている方が増えてきており、自分の農地を将来誰が担ってくれるかを懸念されている方が多くなっています。そこで、農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は地域農業の将来の在り方について地域の皆さんで話し合いをしていただく場を設けて目標地図を含めた地域計画を策定し、農業委員会は農用地ごとに利用する農業を担う者を定めた目標地図の素案作りを行うこととなりました。法律の施行日は令和5年4月1日に予定されていますが、地域計画の策定期限が令和7年3月末となることから、今後各地域で農家の意向を踏まえながら協議を行い、地域計画を作っていくことになります。



農地の売買・貸借等、転用、相続には許可や届出が必要です

「自分の農地だから許可や届出をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用していい」と思っている方はいませんか。

農地を売買・貸借する場合や、農地以外の用途に使用(農地転用)する場合は、農地法に基づく許可または届出が必要です。

農地を耕作する目的で売買又は貸借等するとき

農地法第3条に基づき、市街化区域、市街化調整区域を問わず許可が必要です。

※農地取得の適格者(農作業に常時従事する、所有農地全てを効率よく耕作する等の要件をすべて満たす者)でない場合には許可されません。

農地を所有者が自ら使用する目的で転用するとき

農地法4条に基づき、市街化区域内農地は届出が、市街化調整区域内農地は許可が必要です。

農地を所有者以外が使用する目的で転用するとき

農地法5条に基づき、市街化区域内農地は届出が、市街化調整区域内農地は許可が必要です。

※原則として農業振興地域内の農用地や許可基準を満たしていない農地は、転用できません。

※市街化調整区域内の農地転用許可を受ける場合は、農業委員会による現地確認と総会審議を経た上で、最終的に兵庫県知事が許可についての判断を行います。

太子町農業委員会の申請書締切りは毎月月末の最終開庁日です。申請書提出までに期間を要する場合がありますので、早めにご相談ください。

農地パトロールを実施しました

令和4年8月26日、町内全域の農地を対象に農地法に基づき毎年実施している農地利用状況調査（農地パトロール）を、農業委員・農地利用最適化推進委員全員（20名）が4班に分かれて実施しました。

また、パトロールで適正に管理されていないと判明した農地73筆4.3haの農地所有者に対して、利用意向調査を行いました。

遊休農地や荒廃した農地は、雑草の繁茂などによる獣害虫等の温床となるだけでなく、ごみの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、近隣住民や周辺農地に多大な迷惑をかけることがあります。適正な農地の維持管理にご協力をよろしくお願いします。



農地を相続したら…

農業委員会への届出が必要です

- 相続等によって農地を取得した人は、相続登記完了後に、農地が所在する市町の農業委員会への届出が必要になります。
- 届出をしなかったり虚偽の届出をすると罰則を受けることがあります。
- 令和6年4月1日から相続登記申請が義務化されます。

許可なく転用してしまうと…

違反転用者は罰則を受ける可能性があります

- 違反農地は原則として現状復旧していただくこととなります。
- 違反転用等に対する農業委員会の指導・勧告に従わない場合は、法により処分・罰則の適用を受けることがあります。

農地を貸し借りするには…

利用権設定制度が活用できます

- 貸し手、借り手双方からの申出を受け、太子町が間に合って契約を成立させます。
- 貸し手・借り手間の契約期間が終了すれば所有者へ農地が返還されます。
- 借り手がない場合には、農地中間管理機構が実施する農地バンクに登録することができます。

荒廃させてしまうと…

荒廃農地等に対する農地パトロールを行っています

- 農地法第30条第1項に基づき、町内にある全農地の利用状況（農地パトロール）を毎年実施しています。
- 現地調査により農地の荒廃状況を把握し、荒廃度をレベル毎に分類します。
- 著しく荒廃している農地の所有者等に対しては、利用意向調査を実施し、適正利用を指導します。

農業委員会にご相談ください

太子町農業委員会では、地域の農業に関するお悩みについて、相談をお受けする農事相談会を開催しています。許可申請手続きの詳細につきましては、太子町農業委員会ホームページをご覧ください。地元の農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局に直接ご相談ください。

【編集委員】

前田 俊春
朝田 登
北川 智一
首藤 俊彦